

消防危第 302 号  
令和 2 年 12 月 25 日

各都道府県消防防災主管部長 }  
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁危険物保安室長  
( 公 印 省 略 )

危険物取扱者免状の写真に関する運用上の留意事項について（通知）

本日公布及び施行された危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令（令和 2 年総務省令第 124 号）により、危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）第 52 条第 2 項第 1 号に定める危険物取扱者免状の書換えの申請書に添付する写真においては、宗教上又は医療上の理由がある者については頭部を布等で覆うことを認めることとされました。

この危険物取扱者免状の写真に関する事項について、運用上の留意事項を下記のとおり取りまとめましたので、通知します。貴職におかれましては、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知されますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

- 1 危険物の規制に関する規則第 53 条第 2 項及び第 57 条第 3 項に規定する写真についても、同様の取扱いとすること。
- 2 宗教上又は医療上の理由の確認に当たっては、以下の事項に留意すること。
  - (1) 宗教上又は医療上の理由の確認は、申請者本人からの申出によることとし、その申出に理由がある場合には、これを認めること。
  - (2) 理由の確認の際には、必要以上にプライバシー等にわたる質問を行ったり、不必要に帽子等を脱ぐことを求めたりすることのないよう留意すること。
  - (3) 申出人から詳細を聴取したり、相談を受けたりする場合等には、当該者のプライバシー等に十分配慮し、その聴取を相談室等において行うなど、必要な措置を

とること。

- (4) 帽子等については、顔の輪郭を識別することができる範囲内で頭部を覆うものである場合には、色彩や形状等を問うものではない。

なお、いわゆる医療用帽子といわれる名称の帽子が市販されているが、当該帽子に限定されるものではないことに留意すること。

- (5) 申出人に対し、頭部を布等で覆う理由について、複数回説明を求めることのないよう、危険物取扱者免状関係事務を行う職員間で緊密な連携を図ること。

(問い合わせ先)

消防庁危険物保安室

担当：勝本、竹中

TEL：03-5253-7524

E-mail:fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp